

東京果物商業協同組合発行Fruit Gift Card (額面500円) 払戻し実施のお知らせ

東京果物商業協同組合発行のFruit Gift Card (額面500円) の利用につきましては、平成26年3月31日 (月曜日) をもって終了いたしました。

つきましては、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき払戻し手続きを実施いたしますので、当該商品券の未使用券をお持ちのお客様は、下記期間内に払戻しのお申し出をいただきますようお願いいたします。

なお、この期間内にお申し出のない場合は、本払戻しの手続きから除斥されますのでご注意ください。

記

1. 前払式支払手段の種類

東京果物商業協同組合発行のFruit Gift Card
額面価格 500円
使用できる期間又は期限 なし

2. 払戻し申出期間

平成26年4月1日～平成26年6月30日 (当日消印有効)
(月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで。但し、祝日及び水曜日が市場休市日の場合は除きます。)

3. 申出方法

- (1) 東京果物商業協同組合事務所へ、未使用商品券を直接ご持参下さい。
- (2) 東京果物商業協同組合宛に、未使用商品券と共に振込先、金融機関名、口座番号、口座名義人 (カタカナ)、連絡先、電話番号、住所、申込人名を書いた紙を同封して簡易書留で郵送して下さい。

4. 払戻方法

- (1) 東京果物商業協同組合事務所へ商品券を直接ご持参いただいた場合は、額面金額を現金にて払戻しいたします。
- (2) 東京果物商業協同組合宛に郵送していただいた場合は、1ヶ月以内にご指定の口座に、額面金額にご負担いただいた郵送料を加えてお振り込みいたします。

5. お問い合わせ先、申出及び払戻場所

東京果物商業協同組合 事務所
〒143-0001 東京都大田区東海3-2-6
電話 03-5492-2620 Fax 03-5492-2626

払戻し対象のFruit Gift Card



この部分の発行元が「東京果物商業協同組合」と記載してある商品券のみ

フルーツギフトカードのご利用について

1. このフルーツギフトカードは、首都圏の有力果物小売店に共通する「くだもの商品券」です。
2. フルーツギフトカードは、全加盟店で、くだものまたはその加工品とお引きかえいたします。
加盟店名は「加盟店一覧表」をごらんください。
3. 勝手ながらつり銭はご容赦ください。
4. フルーツギフトカードで現金とのお引きかえはいたしません。
5. フルーツギフトカードは期限なくいつでもご利用になれます。
6. フルーツギフトカードの盗難、紛失または滅失に対し、当組合はその責任を負いかねます。

引換店印

発券店印

発券店印のないもの、引換店名押印ずみのものは無効です。